

新ごみ処理施設建設の 事務に関する検証

吉 見 町

令和 3 年 3 月

目 次

検証にあたって（吉見町長 宮崎善雄）

第1章 検証の概要

I－検証の目的	7
II－検証の方法等	7
III－報告書の構成	8

第2章 検証及びまとめ

I - 埼玉中部環境保全組合	
(1) 事務の要点	9
(2) 検証	10
(3) まとめ	13
(4) 経過一覧	14
II - 埼玉中部広域清掃協議会	
(1) 事務の要点	16
(2) 検証	18
(3) まとめ	21
(4) 経過一覧	22
III - 埼玉中部資源循環組合	
(1) 事務の要点	23
(2) 検証	25
(3) まとめ	26
(4) 経過一覧	27

第3章 今後に向けて	29
------------	----

検証にあたって

吉見町長 宮 崎 善 雄

1 本件の概要と本報告書作成の目的

吉見町が参画した新たなごみ処理施設のあり方の協議は、平成19年7月、埼玉中部環境保全組合^{※1}内に施設整備検討委員会^{※2}が設置され開始されました。平成21年2月には、この委員会から埼玉中部環境保全組合の管理者あてに、同組合の構成市町である鴻巣市・北本市・吉見町に他の自治体を加えて、組織をさらに広域化する旨^{※3}の提言書が提出されたことで、より本格的となりました。

その後、この協議は同組合の構成員である鴻巣市と北本市、及びこの協議に参画の意向を示していた行田市が不参画となったことから、これらの市を除いた東松山市・桶川市・滑川町・嵐山町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村の8市町村を構成員とする任意団体^{※4}の埼玉中部広域清掃協議会^{※5}として進められ、法人化して埼玉中部資源循環組合となり、川島町が加わり、継続して協議が行われました。ところが、後述する理由から、埼玉中部資源循環組合は、令和2年3月31日をもって解散となり、協議は白紙となりました。

この報告書は、この間の関係市町村がそれぞれの地域のごみをどのような形で処理するかという課題解決に向けた協議を、吉見町の視点から検証したものです。吉見町が保管する資料などを基に作業を行った後、要点を端的に記述するという形でまとめました。その内容を町民の皆さまにご報告申し上げるとともに、今後の事務の参考にしていくことを目的として作成しました。

2 町長就任時の状況

私は、平成29年5月、吉見町長に就任しました。すでに埼玉中部資源循環組合^{※6}が発足してから2年余りが経過しており、新ごみ処理施設の本体施設の建設に向けた事務が着々と進められていました。

一方で付帯施設の建設については、その施設の内容、費用の負担^{※7}

方法などが未決定の状態でした。付帯施設は、ごみ処理施設を建設する地元のご理解ご協力を得るために、組合が謝意をもって運営する施設であると考えます。この内容等が地元にも明示できない状態で、ごみ処理施設本体の事業のみを進めることは地元への配慮に欠けるばかりか、全体計画がまとまっていない状態で事業を進めることにつながり、説明責任を果たせないと判断しました。

平成29年4月以前、吉見町の前町長（前管理者）は、町議会や地元説明会等で「新ごみ処理施設の周辺には、新施設が供給するエネルギーを活用した施設を整備することとし、これらを本体施設と一体として進め、地域おこしと地域づくりを行う」旨、繰り返し説明していました。ところが、当の付帯施設の内容等は未決定のままでした。

しかも、埼玉中部環境保全組合は、地域住民との間で当該地域では、ごみ処理施設を新設や増設しないと約束していたことから、同組合の約束は埼玉中部資源循環組合に引き継がれるべきであるとして、訴訟さえ提起されている状況にありました。

3 付帯施設の協議は吉見町の立場を尊重するものではなかったこと

平成29年8月、埼玉中部資源循環組合は、私の強い要望を受けて、正副管理者全員の賛成の下、付帯施設の内容、費用負担の方法などを決定するための協議を開始しました。すでに組合が設立されて2年余りが経過していました。

また、この協議の進め方については、付帯施設の事業内容などを定める上で必要な事項を項目ごとにまとめ、順次決定していく形で進めることとしました。項目ごとの協議の状況は次のとおりです。

「①付帯施設の建設者は、組合とする。」及び「②付帯施設の建設目的は、ごみ処理施設整備に対する地元の理解と協力をいただくために行う地元対策の目的を有する施設とする。さらに、構成市町村は状況に応じ、他の目的を加えることができる。」については決定しましたが、「③付帯施設の運営者」を巡っては、運営者を建設者と同様に組合にすべきであるとする吉見町、桶川市（目的によっては吉見町）、川島町の意見と、吉見町が運営すべきとする東松山市、滑川町、

嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村の意見に分かれ、決定することができませんでした。これは、運営者になる市町村が運営経費を多く負担することになると予想されたために、運営者を組合とすべきか、吉見町にすべきかで意見が分かれたと考えています。当然、吉見町の利益を考えるならば、組合を運営者にすべきであると考えられます。

また、「④付帯施設の運営目的」では、地元対策や健康増進、地域振興などといった意見が出されています。「⑤付帯施設等の事業規模（上限費用）」、「⑥付帯施設等の詳細な内容」についての協議は、「③付帯施設の運営者」が決定しないなどの理由から、具体的な協議には至りませんでした。

なお、「③付帯施設の運営者」に密接に関係する「⑦付帯施設等整備運営に係る負担割合」についての協議は、⑤、⑥に先行して行われました。その結果、「⑦ - I 付帯施設の整備（建設）に要する費用の構成市町村ごとの負担割合は、本体施設と同様の割合（均等割10%・人口割90%）とする。」ことが決定しましたが、「⑦ - II 付帯施設の運営に要する費用の負担割合」については、意見が分かれました。吉見町は当然のことながら本体施設の運営費と同様の割合（均等割5%・人口割15%・搬入量割80%）（類似事例を参考に検討することは可）とすることを求めましたが、桶川市は需要予測による方法なども含め全体で納得できる形で決めたい、川島町は地元対策に係る部分は本体の維持管理費と同様で地元対策を超える部分は利用者の度合いによって利用者割も加味するといった意見であり、その他の市町村は、すべて利用者割（利用者数を市町村別に集計し、その割合で負担する）で負担すべきであるとの意見でした。

これでは、ごみ処理施設を設置する吉見町に還元すべき、付帯施設の規模と利用料金が明らかでなく、そもそも吉見町に還元すべき利益があるのか否かさえ不明と言わざるを得ませんでした。吉見町の皆さんに説明責任を負う町長としての私の立場からは、極めて重要な事項であり、安易に妥協できる問題ではなく、かつ、先送りのできる問題でもありませんでした。

4 各市町村の利害が対立し、協議決定できなかったこと

協議は、約2年間に及び、副市町村長会議では決着できず、副市町村長会議から市町村長の会議である正副管理者会議^{※8}で協議することとし、4回の会議が開催されましたが、各市町村の意見には大きな隔たりがありました。

吉見町は、埼玉中部資源循環組合の前身である埼玉中部広域清掃協議会^{※9}で策定した「新ごみ処理施設整備構想」などを基に、付帯施設の内容などを提案するとともに、付帯施設の運営費の負担方法については、本体施設の運営費と同様に、市町村ごとのごみ処理の量などに応じた負担を提案しましたが、大半の市町村は、利用者の割合で負担すべきであるとして譲りませんでした。吉見町民の利用が多くなればなるほど吉見町の負担が多くなるという内容は、地元還元の方針に反するものでした。

吉見町長である私としては、「他市町村のごみを吉見町で処理したうえ、吉見町が多くを負担を負う。」「地元の理解と協力をいただくために行う地元対策が目的の施設としながら、吉見町が多くを負担を負う。」といった内容の意見を受け入れることは到底できないことでした。

5 管理者の立場を貫くことは吉見町の利益を著しく損なうことになること

市町村長の会議である正副管理者会議の4回目に、各市町村の利害が一致せず、妥協案での一致も見込めない状況の中で、「本日これだけやっても議論が進まない。今後、議論を行っても詰めていく内容も無いように思える。ここで何らかの結論を出すべきではないか。」

「これ以上、時間と経費を費やしても難しいのではないか。」といった旨の意見などが出されました。これらの意見を受けて協議した結果、全会一致で解散の方向で事務を進めることを決定しました。

私は吉見町長であると同時に埼玉中部資源循環組合を代表する管理者であり、埼玉中部資源循環組合の管理者であるからと言って吉見町長としての責任を放棄することはできません。私は「新ごみ処理施設整備構想」などを踏まえ、地元吉見町の利益を確保しつつ、

他市町村との利益を調整することが管理者としての責務であると考えております。

今回のように他市町村の多数の意見が、吉見町に多くの負担を求めるものであり、吉見町の利益を損なうものであるばかりでなく、地元還元の基本方針に反するものであることから、このまま管理者として他市町村の意向を尊重して利益調整を行うことは、吉見町の利益を著しく損ない吉見町長としての責務に反しかねないと考えました。そのため、組合管理者と吉見町長とを兼務すべきでなく、組合管理者の辞任やむなしとの決断に至ったものです。

6 誰も管理者になろうとしなかったこと

私が管理者を辞任するほかないと判断したこと、すなわち構成市町村の誰もが納得できる妥協案を提案することはできないと判断したことは、誰も否定できないと思います。なぜなら、誰もが納得できる提案のできる首長こそ管理者に相応しいと考えて、管理者の交代を申し出ましたが、正副管理者会議において、管理者を交代してもらうことはできませんでした。つまり、吉見町が一人負担を負うような、およそ吉見町が了承し得ない提案以外の提案ができる首長はいなかったのです。首長は皆自分の市町村の利益を最優先にせざるを得なかったのであり、解散はやむを得ないものでした。

今回の解散は、正副管理者会議において、全会一致で決定したものです。そして、すべての市町村議会で承認されたものです。構成市町村が協議を重ねたうえでの苦渋の選択でした。

7 今後の展開

埼玉中部資源循環組合が解散となって概ね1年が経過しました。このような中で、各市町村は、それぞれに新たなごみ処理の方策などを検討していると伺っています。

吉見町でも、この検証結果を踏まえ、新たなごみ処理のあり方を具体的に検討していく段階となりました。解散の方向が示された折に町民の方から、「吉見町はこの先、現在のように効率的なごみ処理ができないのではないか。一緒にごみ処理をしてくれる自治体がないか。」

いのではないか。」などといった声をいただきました。現状、吉見町がそのような事態に陥ることはないと考えています。令和2年9月には、新聞等で鴻巣市と北本市が新たなごみ処理施設のあり方などについて勉強会を行うことが報道されました。この2つの市は、現在、吉見町とともに埼玉中部環境保全組合で、共同でごみ処理を行っており、吉見町に対しても勉強会へ参加のお声がけをいただいています。長きに渡り共にごみ処理をしている団体と、新たなごみ処理のあり方について協議することは、吉見町にとって重要な選択肢の1つであると考えています。

8 おわりに

今回の組合の解散では地権者を始め、関係皆さまには多大なご迷惑をおかけしました。今後は、この検証結果を参考に、時代に即応したごみ処理のあり方を積極的に検討し、より良いごみ行政の推進に努めてまいりますので、町民皆さまの更なるご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【参考：用語の説明】

- ※ 1 埼玉中部環境保全組合：鴻巣市・北本市・吉見町で構成され、可燃ごみ及び粗大ごみの共同処理を行う一部事務組合。昭和52年設立。
- ※ 2 施設整備検討委員会：委員は、識見者・組合議会議員・住民組織団体の代表者及び副市町長で構成され、ごみ処理施設の処理方式、規模、余熱の利用方法等を検討。
- ※ 3 提言書：自治体などから要請された事項について、第三者的な立場にある有識者等により構成された専門部会等で協議し、意見をとりまとめ文書化したもの。
- ※ 4 埼玉中部広域清掃協議会：東松山市・桶川市・滑川町・嵐山町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村の2市5町1村が、可燃ごみ及び粗大ごみの処理を共同で行う一部事務組合を設立するため設けた任意組織。
- ※ 5 埼玉中部資源循環組合：埼玉中部広域清掃協議会の構成団体に川島町が加わり、2市6町1村で、可燃ごみ及び粗大ごみの処理施設等の建設及び管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理する一部事務組合。
- ※ 6 本体施設：本書においては、「可燃ごみ焼却処理施設」を指す。後に記述のある、「一般廃棄物処理熱回収施設」も同義。
- ※ 7 付帯施設：ごみ焼却施設から発生する余熱を有効利用する施設（温水プール、風呂等）。ごみ処理施設の整備に対する地元の理解と協力をいただくために行う地元対策の目的を有する施設。
- ※ 8 正副管理者会議：組合を構成する市町村の首長による会議。（首長のうち1名が管理者、それ以外の首長は全て副管理者）
- ※ 9 新ごみ処理施設整備構想：平成26年3月に埼玉中部広域清掃協議会で作成したもので、2市5町1村が共同でごみを処理するための新ごみ処理施設建設に係る基本方針。

第1章 検証の概要

I ー 検証の目的

※10

この検証は、吉見町が広域行政を想定する中で、近隣自治体と共に取り組んだ新ごみ処理施設のあり方を巡る一連の協議について、その内容を吉見町が保管する資料などを基に確認し、特に埼玉中部資源循環組合が解散に至った経過などを重点的に整理したものを町民の皆さまに報告すること、また、検証した結果を今後の事務の参考にすることを主な目的とします。

II ー 検証の方法等

検証の方法としては、作業の項目を一連の協議順として「埼玉中部環境保全組合」、「埼玉中部広域清掃協議会」、「埼玉中部資源循環組合」の3つに区分して行います。そして、各区分での事務の流れを経過一覧表等で確認し、その中から協議で重要な要素となった事務、町民から関心の高かった事務（経過一覧表で太字で記述した事項）などを抽出して、その内容などを整理していきます。

検証作業は担当課で草案を作成し、政策会議などの庁議で検証を重ねるといった形で進め、報告書としてまとめたものを議会に説明するとともに、ホームページ等に掲載して町民の皆さまにお知らせします。また、それに対するご意見等は、適時集約していきます。

なお、このような作業を行う場合は外部の方を含めた会議を設置する場合がありますが、現在、検証の対象となっている事務の一部が裁判中であるため、十分な資料の提示ができないことなどの理由から、今回は職員による検証作業としました。

○職員間で自由闊達な意見交換ができるよう打ち合わせのメモ等については、非公開（吉見町情報公開条例第8条第1項第4号）としました。

○裁判に関係する事項は検証の範囲外としています。

※10 広域行政：住民ニーズに応じた様々な行政サービスを市町村の枠を超えて協力、連携して行う事務の手法。一部事務組合も含まれる。

Ⅲ－報告書の構成

本報告書は3部構成とし、『第1章』では、検証の目的、検証の方法等について記述し、『第2章』では、項目を3つに区分し、それぞれに「事務の要点」「検証」「まとめ」の細目を立てます。

この内、「事務の要点」では、当該区分での協議における重要な要素となった事務、町民から関心の高かった事務の概要を抽出、「検証」では、事務の概要及びその他の資料を基に検証した主な内容をQ & Aの形式で記述、「まとめ」では、事務の要点及び検証を経て導き出した結果を報告しています。また、各区分の末尾には経過一覧表を添付しました。

『第3章』では、現在の吉見町のごみ処理の現状と課題について報告しつつ、ごみ処理を巡る社会の動向や今後の吉見町のごみ処理行政のビジョンなどを説明しています。

第2章 検証及びまとめ

I - 埼玉中部環境保全組合 (平成19年～平成25年)

(1) 事務の要点

1 埼玉中部環境保全組合のごみ処理広域化に向けた取組み

埼玉中部環境保全組合での事務は、平成19年7月に同組合に施設整備検討委員会を設置する中で、「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」^{※11}を踏まえる形で進められました。

枠組みに関する協議は、組織をさらに広域化するという考え方のもと、「一日当たりのごみ処理能力が300t以上の規模の広域化のための枠組みとする」という施設整備検討委員会の提言を踏まえ、埼玉中部環境保全組合を構成する鴻巣市・北本市・吉見町の副市長及び副町長を中心に行われました。

この協議の結果、「参画要望のあった11市町村（桶川市・行田市・小川地区衛生組合^{※12}の構成町村・川島町及び鴻巣市・北本市・吉見町）で広域化を検討してきたが、東松山市から参画の意向が確認された場合は、最大で12市町村の枠組みとする。」旨の内容で、埼玉中部環境保全組合の構成市町副市町長会議から同組合管理者あてに検討結果が報告されました。

その後、川島町の参画取り下げや東松山市の参画要望があり、この時点で参画を要望していた11市町村での枠組みとなりました。更に、新施設の協議・検討をするための新施設建設検討委員会^{※13}が設置されることとなり、埼玉中部環境保全組合を構成する2市1町が中心となって進めることとなりました。

2 埼玉中部環境保全組合での広域化を断念

その後、この大きな枠組みを巡って意見が分かれ、行田市からは、埼玉中部環境保全組合が進める枠組みとは異なる3市1町（行田市・鴻巣市・北本市・吉見町）での広域化の申し出があり、鴻巣市も広域化の

※11 第2次埼玉県ごみ処理広域化計画：埼玉県が、県内地域の地理的・社会的な特性を考慮した上で、適正な規模の焼却施設の確保を目的とした計画で、各ブロックにおける可燃ごみの処理能力が、1日当たり300トン以上となるよう区割りが示された。

※12 小川地区衛生組合：小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村で構成され、し尿及びごみの共同処理を行う一部事務組合。

※13 新施設建設検討委員会：委員は、識見者・組合議会議員・住民組織団体の代表者及び副市町長で構成され、新施設の建設、広域化、立地等の調査、検討等を行う会議。

枠組みは、この3市1町が最善との考えを示しました。その後、協議は継続されましたが、やむなく鴻巣市は参画を断念しています。

3 埼玉中部環境保全組合とは別の枠組みで協議を進めることが決定

これを受けて平成24年9月28日に開催された埼玉中部環境保全組合正副管理者会議では、「新ごみ処理施設の整備については、中部環境の事務としてではなく、新しい一部事務組合^{※14}を設置して進める。」との確認がなされ、吉見町が参画する新たな枠組みは、桶川市・東松山市・小川地区衛生組合の構成町村（後に川島町が再度枠組みに参画）となりました。

また、鴻巣市・北本市・行田市は、吉見町とは別の枠組みで協議を進めることになりました。

この区分では、事務の要点として「枠組みの協議」に焦点をあてています。

(2) 検証

検証－1 「枠組みの協議について」

埼玉中部環境保全組合に対する構成市町副市町長会議からの報告は、最大で12市町村という大きな枠組みであったが、県内においてはこれだけの数の自治体で組合を設置しているところはない。副市町長会議の協議において、規模が大き過ぎるといったことの検討は行われていたのか。

事務の要点で記述のとおり、埼玉中部環境保全組合での枠組みの協議は「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」や施設整備検討委員会での「一日あたりのごみ処理能力が300t以上の規模の広域化のための枠組みとする」という提言を踏まえての協議であった。協議のベースとなったこれらの計画や提言の中には、規模の上限についての記述はなく、会議資料からも規模の上限を協議した経過は確認できない。

※14 一部事務組合：普通地方公共団体及び特別区が、その事務の一部等を共同処理するために設ける特別地方公共団体であり、法人格を有する。

今回の協議では、規模が大きくなることのメリット・デメリットは、協議されていたのか。

メリットについては、構成市町副市町長会議で、規模が大きくなるとスケールメリットが働くため、経費の低減や効率的な施設の運営等が期待できるということが説明されている。一方、デメリットとしては、建設予定地から遠距離にある市町村（議会など）で、それぞれの市町村で負担しなければならないごみ処理施設までのごみの運搬経費の問題が議論された経過が確認できる。

鴻巣市・北本市・行田市が、この枠組みへの参画を取りやめた理由について、それを確認できる記録はあるのか。（川島町は、後に参画しているので確認の対象にしない）

新施設建設検討委員会の記録から、行田市の考える枠組みは3市1町（鴻巣市・北本市・行田市・吉見町）であり、鴻巣市も行田市と同じ考えであったことが確認できる。

また、北本市も市議会において鴻巣市などとの枠組みに参画することが決定され、吉見町などの枠組みへの参画を取りやめている。

吉見町が参画する新たな枠組み（桶川市・東松山市・小川地区衛生組合の構成町村）と、鴻巣市・北本市・行田市での枠組みは、共に、「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」の掲げるごみ処理能力である300t/日をクリアできていたのか。

平成22年8月27日に示された試算表を基に計算した場合、吉見町が参画する新たな枠組みのごみ処理能力は約260t/日であり、鴻巣市・北本市・行田市の枠組みのごみ処理能力は、約240t/日であった。共に、300t/日をクリアしていなかった。

鴻巣市・北本市と吉見町がそれぞれ別の枠組みで新たなごみ処理施設を整備した場合、今の埼玉中部環境保全組合が有する財産などを整理する必要があるが、それについての協議がなされていたのか。また、2つの別の枠組みの供用開始の時期に大差が生じた場合のごみの取り扱いについても協議がなされていたのか。

平成24年9月28日に開催された埼玉中部環境保全組合の正副管理者会議で、「現在の中部環境センターについては、現施設が存続する限り、2市1町で運営していく。」ことが協議されている。しかし、同組合が有する財産処分の方法などの具体的な協議の記録は確認できない。

(3) まとめ

まとめ-1 「枠組みの協議について」

埼玉中部環境保全組合での枠組みの協議は、ごみ処理の広域化に力点が置かれていたものと考えられます。市町村数が多いことにより、効率性が向上することが挙げられますが、その一方で、各市町村のおかれている状況が多様であることで意見が分かれ、今回のように枠組みが二分するといった事態となるなど、協議が難航する場合は潜在するとの分析です。

また、この枠組みの協議は、埼玉中部環境保全組合を構成する市町を中心に、それに他の自治体を加えて、規模を広域化することを念頭に取組みました。結果として、同組合の構成市町が二分する形となり、「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」が掲げるごみ処理能力300t/日をクリアしない形での枠組みとなりました。

同組合は昭和59年以来、現在の場所で37年にわたり、地元と良好な関係を保持することに努めながら、ごみ処理を行ってきました。この実績は吉見町にとってとても重要なものです。また、同組合を解散する場合は、財産処分など大きな課題も想定されます。

以上のことから、今後、新たな枠組みを検討する場合は、枠組みの広域化を意識しつつも、ごみ行政にともに取り組んできた埼玉中部環境保全組合の構成市町を中心に協議することが重要であるとの認識です。

(4) 埼玉中部環境保全組合の経過一覧表

年月日	件名	摘要
19. 7. 30	埼玉中部環境保全組合に施設整備検討委員会設置	委員会は、識見者、組合議会議員、住民組織団体の代表者及び副市町長で構成
21. 2. 3	検討委員会委員長が提言書を提出	広域化についての提言(効率的・経済的な施設規模(300t以上)や県のごみ処理広域化計画を踏まえると広域化が必須)
22. 3. 15	小川地区衛生組合の構成市町村が参画要望	小川地区衛生組合の構成市町村が埼玉中部環境保全組合の新施設整備計画への参画要望書を提出
22. 4. 26	川島町参画要望	川島町が埼玉中部環境保全組合の新施設整備計画への参画要望書を提出
22. 5. 17	構成市町副市町長会議(第1回)	鴻巣市・北本市・吉見町の副市町長会議を開催。施設規模の試算、県ごみ処理広域化計画、提言書等に基づき広域化について協議
22. 6. 25	構成市町副市町長会議(第2回)	施設規模の試算、各役所からセンターまでの距離、スケールメリット等の資料に基づき協議
22. 7. 9	構成市町副市町長会議(第3回)	各市町の広域化枠組みの考え方について協議
22. 8. 12	構成市町副市町長会議(第4回)	枠組みの素案についての協議
22. 8. 27	構成市町副市町長会議(第5回)	最大500トン/日規模の素案を作成する
22. 9. 29	構成市町副市町長会議(第6回)	「広域化の枠組み検討結果について(報告)」について最終調整
22. 9. 30	構成市町副市町長会議から検討結果報告	構成市町副市町長会議から管理者宛てに「広域化の枠組み検討結果について」が報告される
22.10. 7	桶川市参画要望書提出	桶川市が埼玉中部環境保全組合の新施設整備計画への参画要望書を提出
22.10. 8	川島町参画取り下げ	川島町が参画取り下げ書を提出
22.10.12	東松山市参画要望書提出	東松山市が埼玉中部環境保全組合の新施設整備計画への参画要望書を提出
22.10.20	構成市町副市町長会議(第7回)	11市町村の合意形成の方法について協議
22.11.15	構成市町副市町長会議(第8回)	説明会の開催及び内容について協議
22.11.19	構成市町副市町長会議(第9回)	説明会の内容について協議
22.11.24	参画要望団体への説明開催	参画要望のある8団体に対し、埼玉中部環境保全組合の新施設建設に向けての説明会を開催
22.12. 8	臨時正副管理者会議を開催	新施設建設検討委員会を2市1町で進めることを合意
22.12.20	組合臨時議会開催	組合臨時議会で「新施設建設検討委員会設置条例」が可決
23. 1.18	構成市町副市町長会議(第10回)	11市町村副市町長連絡会議及び担当者連絡会議の位置付け、4月からの事務局体制について等を協議
23. 1.25	第1回新施設建設検討委員会を開催	委員13名委嘱、新施設建設検討委員会設置条例説明、埼玉中部環境保全組合の概要、検討委員会設置までの経緯、今後の予定等について説明
23. 4. 1	建設推進室設置	新施設建設に向け、埼玉中部環境保全組合内に建設推進室を設置
23. 6. 1	第2回新施設建設検討委員会を開催	広域化の申し込み等の状況、広域化による施設規模の試算、広域化の枠組み、ごみ処理施設建設に望ましい土地の条件等の資料に基づき協議
23. 6. 6	債権者との面談	債権者と埼玉中部環境保全組合事務局の面談
23. 6. 8	債権者(埼玉中部環境保全組合建設時における)からの申し入れ	債権者側より、和解条項に関する注意喚起の文書が届く

年月日	件名	摘要
23. 7.28	11市町村副市町村長等連絡会の開催	広域化の申し入れをしている8市町村が、広域化の枠組みや建設候補地について、また、資源化施設や余熱利用施設について、各団体の意向を確認
23. 8.17	第3回新施設建設検討委員会を開催	11市町村副市町村長等連絡会結果について報告。第2回に引き続き、広域化及び建設候補地について協議
23. 9.16	行田市から管理者あて文書の提出	行田市が埼玉中部環境保全組合の2市1町への参画を申し入れる文書を提出
23. 9.30	第4回新施設建設検討委員会(視察研修)	県内最新の施設の「川越市資源化センター」及び、県内最大規模800トン/日の「東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設」の2箇所を視察
23.11.11	債権者との面談	債権者と中部環境保全組合事務局の面談
23.11.24	行田市参画申し入れ	行田市の申し入れは、「埼玉中部環境保全組合を構成する鴻巣市、北本市、吉見町との枠組みに参加する」との意向
23.11.28	第5回新施設建設検討委員会を開催	行田市の申し入れについて報告。第2回に引き続き、広域化について協議。また、施設建設時に住民と交わした和解条項の内容について説明
23.12. 7	債権者との面談	債権者と中部環境保全組合事務局の面談
24. 1.13	臨時正副管理者会議を開催	広域化の枠組みは、埼玉中部環境保全組合の構成市町で決めることを確認
24. 2. 8	臨時正副管理者会議を開催	11市町村による広域化は実現しないことを確認し、新たな枠組みを決定するための協議を続ける
24. 2.22	臨時正副管理者会議を開催	広域化の枠組みについて協議
24. 3.23	臨時正副管理者会議を開催	広域化の枠組みについて協議
24. 3.26	第6回新施設建設検討委員会を開催	広域化枠組みに係る協議経過の報告。参画申し出のある市町村のごみ量調査結果及び試算した施設規模等について説明。
24. 4.16	臨時正副管理者会議を開催	広域化の枠組みについて協議。鴻巣市案(3市1町)と吉見町案(行田市を除く10市町村)が示される。鴻巣市案は合意が得られず
24. 5. 8	正副管理者会議を開催	広域化の枠組みについて協議。吉見町案は合意が得られず
24. 8.24	鴻巣市参画取り下げ	鴻巣市が組合管理者宛ての文書で、埼玉中部環境保全組合が取り組んでいる施設整備への参画を断念することを通知
24. 9.28	正副管理者会議を開催	次の3点について確認する。 ①現在の中部環境センターについては、現施設が存続する限り、2市1町で運営していく。 ②新ごみ処理施設の整備は、埼玉中部環境保全組合の事務としてではなく、新たな一部事務組合を設置して進める。 ③2市1町の関係は非常に大切であるため、今後も2市1町で検討する機会を設ける。
24.10.29	第7回新施設建設検討委員会を開催	9/28の正副管理者会議で確認した3点について報告
24.11.26	第1回関係市町村長連絡会議を開催	東松山市、桶川市、北本市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村が第1回関係市町村長連絡会議を開催し、一部事務組合設立と新施設建設の検討を進める体制を整備することを確認(北本市は保留)
25. 2.13	北本市参画取り下げ	北本市が新たな枠組みに加わらないことを表明
25. 2.26	第2回関係市町村長連絡会議を開催	(仮称)埼玉中部広域清掃協議会に関する協議書等の確認。協議会設立総会に提出する協議案の協議。

II - 埼玉中部広域清掃協議会 (平成25年～平成27年)**(1) 事務の要点****1 新たな枠組みで目指した広域化**

平成25年3月26日に埼玉中部広域清掃協議会（会長は吉見町長）を設置して、東松山市・桶川市・滑川町・嵐山町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村の8団体は、新たにごみ処理施設の建設を進めるための一部事務組合を設立することを決定しました。併せて、同協議会の中に地元吉見町住民、協議会構成市町村議会議員、協議会構成市町村職員などを委員とする建設検討委員会が置かれています。

また、同協議会が主催した平成26年2月19日の一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業説明会の資料には、「ごみ処理から発生するエネルギーを回収して活用する一般廃棄物処理熱回収施設^{※15}の整備は、その周辺施設（付帯施設）と一体となって地域おこしや町づくりを推進し、地域のにぎわいや雇用を創出し産業を進展する契機となること等の理由から吉見町に建設することとしました。」旨の記述があり、建設候補地の選定については吉見町内のいずれかの場所にすることが説明されています。

平成26年1月21日には、「建設予定地の選定について」、ごみ処理の方式等を定めた「ごみ処理基本計画（案）」、新ごみ処理施設のあり方に関する「新ごみ処理施設整備構想（案）」の3件を、埼玉中部広域清掃協議会会長（吉見町長）から建設検討委員会へ諮問し、同委員会は同年3月20日にそれに対する答申を行っています。その中には「吉見町大字大串字中山在地区が建設予定地として適当である。」との内容が盛り込まれました。これを受けた埼玉中部広域清掃協議会は、地元説明会を開催した後に、平成26年3月26日に開催された同協議会において建設予定地を当地区に決定し、併せて、「ごみ処理基本計画」、「新ごみ処理施設整備構想」を策定しています。

2 先送りにされた付帯施設に関する協議

これらの決定事項を踏まえつつ、組合設立の準備を進めた結果、平成26年12月25日に埼玉中部広域清掃協議会の構成市町村は「組合の設立に関する協議書」を締結するに至り、その中で組合の設立運営に関

※15 一般廃棄物処理熱回収施設：一般廃棄物処理施設の内、環境省の定める基準に適合する熱回収（廃棄物発電・余熱利用等）の機能を有する施設。

する基本事項の一つとして、ごみ処理施設本体の建設や維持管理などに必要な費用の組合構成市町村ごとの負担割合が規定されました。

一方、付帯施設の整備、維持管理に関する事項については、この協議書とは別に、今後協議を行うことで同協議会の構成市町村が協定しています。

後に、この付帯施設に関する事項を先送りしたことが、解散の一因となります。

その後、地元説明会を経て平成27年4月1日に埼玉中部資源循環組合が設立されました。

3 東第二地区及び芝沼地区から提出された要望書

埼玉中部広域清掃協議会が一部事務組合の設立準備を進めているさなかの平成25年9月19日に、吉見町東第二地区及び川島町芝沼地区から同協議会長あてに、「一般廃棄物処理熱回収施設建設についての要望書」が提出されました。この要望書にはごみ処理施設で発生する余熱を利用した地域のための施設（温水プール、農産物直売施設等）の整備が要望されていました。要望書提出時点では地域全体の約88%の方からの要望でしたが、その後、要望書を取り消す方が出ており、最終的には約47%になりました。

4 和解条項に対する埼玉中部広域清掃協議会の見解

埼玉中部環境センターの建設当時、埼玉中部環境保全組合には、同組合と地元の一部の方との間で行われた裁判に関する和解条項が結ばれています。この条項の中には、「当地区にはごみ処理施設を新設又は増設しない」旨の記述があることから、平成26年3月11日に、和解条項に係る債権者から、埼玉中部広域清掃協議会と協議会構成市町村宛に、「中山在地区に建設するというこの提言は受理されるべきではない。すべてやり直すべきである。」旨の申し入れ書が提出されました。

また、同時期に吉見町区長会役員、東第二地区区長、吉見町議会議員等を対象に、「一般廃棄物処理熱回収施設の建設に関する説明会」が、同協議会と吉見町の共催で開催されました。この中で東第二地区の区長の質問に対し、説明会に出席した、当時の吉見町の顧問弁護士から、「埼玉中部環境保全組合が交わした和解条項は、埼玉中部広域清掃協議会にはその効力が及ばない。（埼玉中部環境保全組合と埼玉中部広域清掃協議

※16 東第二地区：新ごみ処理施設整備計画における「東第二地区」は、飯島新田・江和井・久保田新田・高尾新田・蓮沼新田の各行政区を指す。

会は、別の団体であるため、和解条項の効力は及ばないという考え方)」という旨の見解が示されています。

この区分では、事務の要点として「建設予定地」「要望書」「和解条項」に焦点をあてています。

(2) 検証

検証－2 「建設予定地について」

他の市町村ではなく、吉見町に新ごみ処理施設を建設することを決定した経過はどのようなになっているか。

吉見町内における候補地の選定については、協議がなされているが、埼玉中部広域清掃協議会の構成市町村全域を対象に、建設候補地をどこにするかなどについて、当協議会の構成市町村の首長が出席した会議などでは、具体的な協議が行われた経過は確認できない。

埼玉中部広域清掃協議会の発足以前では、新ごみ処理施設の建設予定地の協議は行われているのか。

具体的な協議を行っている会議などは確認できないが、平成24年11月26日に吉見町民会館で開催された一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に関する関係市町村長連絡会議において、出席者からの、「新施設の建設場所をお聞かせいただきたい。」との質問に対し、前吉見町長から、「立地に関しましては、吉見町で検討したいという考えでいます。また、埼玉中部環境保全組合の広域化の時点で、参加を表明された吉見町、北本市、(埼玉中部環境保全組合の構成員の1つである鴻巣市は平成24年8月24日に参画を取り下げている)以外の市町村は、現在の埼玉中部環境保全組合で処理していることを念頭に参加を表明されていると理解しておりますので、現在の埼玉中部環境保全組合の付近とお考えいただきたいと思います。」との発言がなされている。

建設予定地を示して、地元を理解を得るためには、本体施設整備と併せて地元対策の内容（付帯施設の内容）などを示していくことが重要と考えるが、そのような取り組みは行われたのか。

埼玉中部広域清掃協議会が策定した「新ごみ処理施設整備構想」では、地元の要望を踏まえた形で周辺整備施設（付帯施設）が示されていた。しかし、施設の概要は示されたものの、施設の建設費や運営費の負担方法等の協議が構成市町村間でなされていないことなどから、地元に対して具体的な施設のあり方などは説明されていない。

検証－3 「要望書について」

要望書の署名が相次いで取り消された理由は、どのようなものがあったのか。

「事業に反対する方から要望書の署名を取り消してほしい旨の強い申し出があった。」「情報が少なく、要望書の趣旨をよく確認せずに署名してしまった。」などであったことが確認できる。

また、要望を取り消したものの、再度、要望するといった方もいた。

埼玉中部広域清掃協議会長あてに提出された要望書の署名の取り消しが相次いだことについて、同協議会ではどのような対応をしているのか。

埼玉中部広域清掃協議会あての要望書の署名の取り消しが相次いだ件が協議会の中で報告されている。その後、要望書が提出された地域において、事業概要とあわせ、要望書についての協議会の考え方なども説明されている。

検証－4 「和解条項について」

和解条項が及ぶ範囲について、埼玉中部環境保全組合が結んだ和解条項は、埼玉中部広域清掃協議会（埼玉中部資源循環組合）には及ばないとする見解について、同協議会ではどのような説明がされたのか。

平成25年12月26日に開催された埼玉中部広域清掃協議会幹事会で、「吉見町の（当時）顧問弁護士の見解では、あくまで埼玉中部環境保全組合と債権者の当事者間で和解条項は有効であり、埼玉中部広域清掃協議会（埼玉中部環境保全組合とは別の団体）には引き継がない」旨の説明がなされている。その他の同協議会の関係する会議等でも同様の趣旨の説明がなされている。

和解条項が及ぶ範囲について、別の団体には及ばないことは理解できるが、どちらの組織にも吉見町が参画している。吉見町がそのことを説明している経過などはあるのか。

和解条項が及ぶ範囲に関しては、吉見町議会でも取り上げられており、平成26年3月の議会定例会の一般質問で町長からは、「和解条項は、債権者と埼玉中部環境保全組合との間の和解条項であり、埼玉中部広域清掃協議会とは関わりのないものである。」旨の答弁がなされており、吉見町議会でも埼玉中部広域清掃協議会の立場が説明されている。

和解条項を巡る議論では、この見解以外の意見はなかったのか。

この見解は当時の吉見町の顧問弁護士が示したものであり、類似の判例も確認されている。一方で、別の専門家からは、そのような見解はあるものの、今回の吉見町の対応の中には信義誠実の原則（私法上、権利の行使や義務の履行にあたり、社会生活を営む者として相手方の信頼や期待を裏切らないように誠意をもって行動することを求める法理）に反することがあるのではないかとの意見もあった。

(3) まとめ

まとめ-2 「建設予定地について」

吉見町内に建設予定地が決定されたのは、「吉見町内にごみ処理施設（本体施設）と併せ、その施設から発生する処理熱を活用した施設（付帯施設）を建設し、地域おこしにつなげたい」旨の考えに基づいているとの分析です。

また、建設予定地の地元対策という視点から、建設予定地を有する吉見町にとって、付帯施設は、本体施設と同様に極めて重要な位置づけの施設であったと考えられます。

吉見町としては、地元にとって重要であった施設について、埼玉中部広域清掃協議会に、そのあり方などを積極的に協議するよう依頼し、地元に対する建設予定地の説明と併せて、その内容をより鮮明に示すことが重要であったとの認識です。

まとめ-3 「要望書について」

地元の方の意見が反映された要望書の署名の取り消しが約半数に及んだことは、事務を進める上で、留意しなければならないことです。特に、「署名した内容と自らの署名に対する認識が異なっていた。」などのケースがある場合は、要望書の位置づけそのものに影響が出かねません。地域からの要望書を受け取る際には、その署名活動の経過や内容を確認することが重要との認識です。

まとめ-4 「和解条項について」

この和解条項を巡っての埼玉中部広域清掃協議会（埼玉中部資源循環組合）の立場は、法律的には説明がつくとの分析です。一方で、信義誠実の原則の視点などから多様な意見があるとの見解です。

和解条項は、町民と行政との約束事です。それを遵守することが重要であり、それが困難な状況に陥った場合は話し合いをもって解決するよう努めることが極めて重要との認識です。

(4) 埼玉中部広域清掃協議会の経過一覧表

年月日	件名	摘要
25. 3.26	埼玉中部広域清掃協議会設立	東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村が、8団体による一部事務組合を設立して新施設整備の検討を進めることを決定し、埼玉中部広域清掃協議会を設置。設立総会を開催
25. 3.26	建設検討委員会設置	協議会内に建設検討委員会を設置
25. 5. 9	広域清掃推進会議開催	吉見町役場内に広域清掃推進会議を設置
25. 9.19	要望書を受領	吉見町の東第二地区等から「一般廃棄物処理熱回収施設建設についての要望書」が提出される ※「東第二地区等」は吉見町東第二地区及び川島町芝沼地区を指す
25.10.22	東二小体育館で事業説明会を開催	要望書を提出した東第二地区等を対象とする事業説明会を開催。 事業説明会：東二小体育館、参加者68名
26. 1.21	建設検討委員会へ諮問	協議会会長が建設検討委員会に下記を諮問 ①ごみ処理基本計画(案) ②施設整備構想(案) ③建設予定地の選定
26. 1.31	地元連絡会議を開催	26.1.31を含め3回開催 地元連絡会議は建設検討委員会の部会であり、付帯施設の在り方などを検討する
26. 2. 1	東公民館で事業説明会を開催(第1回)	吉見町内を対象とした事業説明会を開催 説明内容：一般廃棄物処理熱回収施設等整備に係る基本理念及び基本的な考え方について、建設候補地について ほか
26. 2.19	東公民館で事業説明会を開催(第2回)	吉見町内を対象とした事業説明会を開催 説明内容：一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業の全体のイメージについて ほか
26. 3.11	和解条項に係る債権者の方からの申入書の提出	協議会と構成団体宛てに、「大串字中山在地区に建設することの提言は受理されるべきではない。すべてやり直すべきである」との申入書が提出される
26. 3.12	一般廃棄物処理熱回収施設の建設に関する説明会を開催	吉見町区長、町議会議員等を対象に、吉見町顧問弁護士が同席して、和解条項に関する見解を示す
26. 3.20	建設検討委員会から答申(提言書)が提出される	建設検討委員会から協議会会長あてに、「吉見町大字大串字中山在地区が建設予定地として適当である」とする答申が出される
26. 3.20	東公民館で事業説明会を開催(第3回)	建設検討委員会の提言について報告するため、吉見町内を対象とした地元説明会を開催 説明内容：(1)ごみ処理基本計画(案)について (2)施設整備構想(案)について (3)建設候補地について (4)建設検討委員会の提言について
26. 3.26	建設予定地の決定	平成25年度第4回協議会において、建設予定地を吉見町大字大串字中山在地区に決定
26. 3.26	新ごみ処理施設整備構想策定 ごみ処理基本計画策定	今後の施設整備の基本となる構想を策定する。この構想では「一般廃棄物処理熱回収施設と周辺施設(付帯施設)の整備は、一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業として一体的に取り組み、地域おこしと地域づくりを進める。」と位置づける
26.10.10	東二小体育館で事業説明会を開催	主に吉見町内・芝沼地区の住民に出席いただく
26.12.25	「組合の設立に関する協議書」の締結 「ごみ処理広域化に関する協定書」の締結	協議書では組合の設立に関する事項(本体施設の建設費及び維持費の負担割合など)を規定し、協定書では付帯施設の整備、維持管理に関する事項等の協議は今後行うことを協定する
27. 2.12	集会所等で事業説明会を開催	27.2.12から東第二地区・芝沼地区で地区ごとに開催する

Ⅲ - 埼玉中部資源循環組合 (平成27年～令和2年)**(1) 事務の要点****1 進められた本体施設が中心の事務事業**

埼玉中部資源循環組合は、平成27年4月1日に東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の可燃ごみ及び粗大ごみの処理施設の建設及び管理運営並びにこれに付帯する事務を共同処理することを目的に設立され、その後の同年12月1日に川島町が加わり、組合の構成市町村は9団体となりました。

この組合で取り組んだ主な事務事業は、(仮称)埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計(案)などの施設の概要を示す計画の策定や建設予定地の調査の実施、また、地元吉見町による施設建設のための都市計画決定や周辺環境影響評価などの法的手続き、さらには建設資金を計画的に調達するための基金の創設などです。また、地権者及び建設地周辺の住民の皆さまには事業内容をより詳しくお伝えし、ご意見等をお聞きするため、説明会や戸別訪問などが行われています。なお、事業用地の取得や建設工事の発注などのハード事業は着手されていません。

2 付帯施設の運営者及び運営に要する費用の負担方法に大きな意見の隔たり

建設準備が進む中で、具体的な協議を組合設立後に行うこととした付帯施設の建設や運営などに関する件は、約2年の間、置き去りにされてきました。平成29年5月に埼玉中部資源循環組合の管理者が交代した後の、平成29年8月から新ごみ処理施設整備構想などを基にして、副市町村長会議で案をまとめ、正副管理者会議で決定するという形で協議が開始されました。

副市町村長会議では、付帯施設の建設に関することについて合意されたものの、その運営については建設の目的を、主に地元対策としていることから組合で行うべきとする意見と、主に吉見町の住民が利用する施設であることから吉見町で行うべきとの意見が出されました。

また、運営費の負担割合についても、ごみ処理施設本体と同じ割合で負担すべきという吉見町の意見と、利用者を構成市町村別に集計し、その割合(利用者割)で負担すべきとの意見などが出されました。

地元住民との合意形成は施設を建設するうえで極めて重要であると

の考えから、組合では地元の方々との話し合いの場を設けるための準備がなされてきましたが、地元の方々との話し合いにあたっては、組合で建設可能な付帯施設の概要をもって臨むべきとの意見と、まずは地元説明会を開催して地元の要望を聞くべきとの意見があり、地元説明会開催のスタンスを巡っても意見の隔たりがあり説明会の開催には至りませんでした。

このように副市町村長会議で意見の溝は埋まらないまま、令和元年5月23日に開催された同会議では、「各構成市町村とも、自治体としての考えをまとめてきているので、持ち帰って再検討しても変化はないのではないか。」といった旨の意見が出され、協議の結果、正副管理者会議に、現状を報告することになりました。

3 意見の隔たりが大きく、組合は解散の方向へ

副市町村長会議からの報告を受けて、正副管理者は、7月13日から8月26日にかけて4回の会議を開催しました。7月13日の会議において、管理者は付帯施設に関して構成市町村の意見が平行線であり、組合代表者と吉見町長としての職責が相反することから、やむなく辞意を表明しましたが、管理者の交代には至りませんでした。

その後の会議では、付帯施設に関する構成市町村ごとの基本的な考え方が示されるなど協議が重ねられましたが進展はなく、8月26日の会議では、各市町村の利害が一致せず、妥協案での一致も見込めない状況の中で、「本日これだけやっても議論が進まない。今後、議論を行っても詰めていく内容も無いように思える。ここで何らかの結論を出すべきではないか。」「これ以上、時間と経費を費やしても難しいのではないか。」といった旨の意見などが出され、「今後、組合は解散の方向で協議していく。」ことが全会一致で決定されました。

この決定を受け、構成市町村議会で埼玉中部資源循環組合の解散に必要な諸議案が可決され、また、埼玉中部資源循環組合でも、解散に関する諸議案が可決されています。さらに、解散後に残った事務は吉見町が承継することを決定し、埼玉中部資源循環組合は令和2年3月31日をもって解散となりました。

この区分では、事務の要点として「組合が解散に至った経緯」などに焦点をあてています。

(2) 検証

検証－5 「組合が解散に至った経緯について」

「新ごみ処理施設整備構想」及び「(仮称)埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計(案)」では付帯施設の概要、概算事業費等が示されていた。この構想及び設計(案)は、埼玉中部広域清掃協議会及び埼玉中部資源循環組合によって策定されたものであり、構成市町村が了承したものである。このような状況の中で、意見がまとまらなかったのはどこに課題があったのか。

いずれの資料にも、施設の運営費の負担をどのようにするかについての記述がなく、その部分で意見がまとまらなかった。

埼玉中部資源循環組合設立の段階で、付帯施設に関する協議を行った経過などが確認できるのか。

埼玉中部資源循環組合の幹事会では、設立初年度から、付帯施設整備のための地元協議会の立ち上げを検討するなどの協議がなされていた。一方、付帯施設のあり方に関する具体的な協議が、平成29年8月以前に、同組合の正副管理者会議等で行われた経過は確認できなかった。

平成26年12月25日に締結した「ごみ処理広域化に関する協定書」において、「周辺関連施設(付帯施設)の整備及び維持管理に関する事項」と「組合が建設するごみ処理施設周辺地区内において、吉見町等が新ごみ処理施設等整備事業推進のために行う地域環境整備事業に関する事項」の2項目について、組合設立後に協議することとなった。

周辺関連施設(付帯施設)の関係については、協議を行ったが、2つ目の地域環境整備事業についてはどうなったのか。

2つ目の地域環境整備事業は、周辺関連施設(付帯施設)の他に地元の環境整備を行うもので、この協議に入る前に、周辺関連施設(付帯施設)の協議が整わない状況であった。

付帯施設の建設及び運営の費用はどの位と試算していたのか。

(仮称)埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計(案)に示された付帯施設の概算の建設費用は約21億円、これを運営する費用は年間約1億2千万円と試算されていた。

平成30年度、及び令和元年度の予算には、用地買収費などのハード事業に係る予算が計上されていたが、結果的に未執行であった。どのような理由からか。

付帯施設の協議が整い次第、早急に用地買収などのハード事業に着手していくという埼玉中部資源循環組合の方針であった。付帯施設の協議が整わなかったため、執行に至らなかった

(3) まとめ

まとめ-5 「組合が解散に至った経緯について」

「新ごみ処理施設整備構想」及び「(仮称)埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計(案)」などには、付帯施設の概要が示されていました。

しかしながら、付帯施設の建設運営に係る費用の負担方法についての記述はなく、それが未定であったことで、整備すべき施設の具体的な規模、内容等を決定することができませんでした。

埼玉中部資源循環組合は平成27年4月1日に設立されましたが、設立にあたって構成市町村が定めた組合規約には、ごみ処理施設本体の建設費及び運営費の構成市町村ごとの負担方法が示されていました。この規約には、組合の設立、運営等に必要な重要な取り決めが盛り込まれています。

新ごみ処理施設の建設予定地を有する吉見町にとって、付帯施設は地元対策に資するための極めて重要な施設でありました。その施設の運営に係る費用の負担割合などを、組合設立の時点で、本体施設とあわせて決定できなかったことが、組合解散の最も大きな要因であったとの結論です。

(4) 埼玉中部資源循環組合の経過一覧表

年月日	件名	摘要
27. 4. 1	埼玉中部資源循環組合設立	8市町村でスタートする
27. 6. 15	川島町加入申し入れ	川島町から、組合管理者宛に「埼玉中部資源循環組合への加入について のお願い」が提出される
27. 8. 3	川島町の申し出の受け入れ決定	組合正副管理者会議において川島町の申し出の受け入れを決定
27.10.15	ごみ処理広域化協定締結 (川島町加入による再締結)	東松山市・桶川市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・ 東秩父村で「組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規 約の変更に関する協議書」及び、「ごみ処理広域化に関する協定書」が締 結される
27.12. 1	川島町が加入	川島町を含め、構成市町村は9市町村となる
28. 3. 6	東公民館で事業説明会を開催	東公民館で吉見町内及び川島町芝沼地区の住民を対象に事業説明会を 開催
28.12. 9	環境影響評価調査計画書等の公告、 縦覧開始。	環境影響評価調査計画書とは、当該対象事業の実施が及ぼす影響につ いて調査を行うため、「対象事業の目的及び概要」、「調査項目」、「調査方 法」、「環境の保全についての配慮事項」等を記載したものである
28.12.16	環境影響評価調査計画書説明会を開 催	28.12.16から、事業計画地を中心に半径3km圏内の市町村(東松山市、 鴻巣市、北本市、桶川市、川島町、吉見町)の6会場で実施
28.12.18	集会所等で事業説明会を開催	28.12.18から東第二地区等の各地区において、集会所等を利用し、新ご み処理施設整備基本計画(素案)説明会が実施される
29. 1. 27	新ごみ処理施設整備基本計画策定	新ごみ処理施設整備構想等に基づき策定する
29. 8. 29	第1回付帯施設の協議に係る副市町村 長会議	付帯施設の協議開始(以降、令和元年5月23日までに10回の会議を開 催する)
29.12.20	地元地域事業推進連絡会議準備会を 開催(第1回)	主に付帯施設の在り方を検討するための地元地域事業推進連絡会議の 準備会が開催される
30. 1. 11	第2回付帯施設の協議に係る副市町村 長会議	付帯施設の整備に係る協議
30. 1. 24	(仮称)埼玉中部資源循環センター施設 整備基本設計(案)を策定	正副管理者会議で設計(案)を承認する。施設の概算事業費等が示され る
30. 5. 8	第3回付帯施設の協議に係る副市町村 長会議	付帯施設の整備に係る協議
30. 5. 25	地元地域事業推進連絡会議準備会を 開催(第2回)	主に付帯施設のあり方を検討するための地元会議の準備会を開催する
30. 5. 28	集会所等で事業説明会を開催	30.5.28から東第二地区・芝沼地区で地区ごとに開催する
30. 6. 10	第4回付帯施設の協議に係る副市町村 長会議	付帯施設の整備に係る協議
30. 7. 3	都市計画の原案の閲覧	7/3～7/17、都市計画の案(東松山都市計画ごみ焼却ごみ処理場)の閲 覧を吉見町、東松山市、滑川町、嵐山町(ここまでが東松山都市計画区域 内市町村)、桶川市、小川町、川島町、ときがわ町、東秩父村、鴻巣市及 び北本市の各都市計画担当窓口において実施
30. 7. 27	都市計画公聴会開催	「東松山都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更の構想に関する公聴会」を 吉見町役場3階大集会室で開催。公述人24名
30. 8. 21	環境影響評価調査準備書等の公告、 縦覧開始	8/21～9/21、(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価 準備書の縦覧を埼玉県環境政策課、中央環境管理事務所、東松山環境 管理事務所、東松山市、鴻巣市、桶川市、北本市、川島町、吉見町の各 環境担当窓口において実施
30. 9. 7	都市計画の案の縦覧	9/7～9/21、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧及び意見書 の受付を実施
30.11.30	農業振興地域整備計画変更(農振除 外)	農業振興地域整備計画の変更決定告示

年月日	件名	摘要
30.12.25	第5回付帯施設の協議に係る副市町村 長会議	付帯施設の整備に係る協議
31. 1.15	第6回付帯施設の協議に係る副市町村 長会議	付帯施設の整備に係る協議
31. 1.17	第7回付帯施設の協議に係る副市町村 長会議	付帯施設の整備に係る協議
31. 2.20	第8回付帯施設の協議に係る副市町村 長会議	付帯施設の整備に係る協議
31. 3.26	都市計画変更決定	東松山都市計画ごみ焼却ごみ処理場の都市計画変更決定告示
31. 3.26	環境影響評価等縦覧	環境影響評価書等の公告、縦覧開始
31. 3.28	第9回付帯施設の協議に係る副市町村 長会議	付帯施設の整備に係る協議
元. 5.23	第10回付帯施設の協議に係る副市町 村長会議	付帯施設の整備に係る協議
元. 7.13	正副管理者会議を開催	副市町村長会議での付帯施設の協議が平行線であることの報告を受け る。組合管理者(吉見町長)が、組合の利益と吉見町の利益の対立が鮮 明であることから、管理者を辞任することを表明する
元. 7.22	正副管理者会議を開催	前回の会議を受けて、付帯施設の協議が平行線であることなどについて 協議、継続協議となる
元. 8. 9	組合議会定例会	上程議案の審議等、また、組合管理者(吉見町長)から、辞任に関する発 言がなされる
元. 8. 9	正副管理者会議を開催	継続して協議されたが調整がつかず、再度、継続となる
元. 8.26	正副管理者会議を開催	付帯施設に関して、合意を取り付けることは難しいとの判断から、今後、 組合は解散の方向で協議を進めることが決定する
元. 9.14	東公民館で説明会を開催	東第二地区の町民を対象として、(仮称)埼玉中部資源循環センター整備 事業の状況説明会を開催 参加者68名
元. 9.16	フレサよしみで説明会を開催	全町民を対象として、(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業の状況 説明会を開催 参加者409名
2. 3.31	埼玉中部資源循環組合解散	組合は解散。残った事務等は吉見町が承継する

第3章 今後に向けて

現在の埼玉中部環境保全組合が管理する施設は、その供用年月とともに老朽化が進んでいることなどを踏まえ、今後のごみ処理のあり方を早急に検討し、まとめ上げる必要があります。

現在、世界的な動きとして、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。また、地球温暖化対策のため、政府は2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする目標（カーボンニュートラル）を表明するなど、日本だけでなく世界規模での環境に対する取り組みが進められています。

ごみ処理においても、これらの動向を注視しつつ、公共・民間にかかわらず、ごみ処理施設の運用・建設計画等、先進事例の情報を広く収集するとともに、これらの情報を住民の皆さまと共有し、施設計画等だけでなく、ごみの減量化や分別等についても理解を深めていただく必要があるものと考えます。

今回、検証により導き出した事項や、検証作業を通して抽出された重要な事項となる要素などを土台に、町民の皆さまの声に耳を傾け、安全で安心な生活を送ることのできるごみ処理環境の構築に取り組めます。